



平成20年 10月22日(水)

アンゴラ共和国医療情報

在留邦人の皆様へ

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本日の当国の医療情報を皆様にお知らせ致します。当大使館で取得した情報、マスコミ等から入手した情報及び皆様からご連絡いただいた情報等をその都度ご連絡致しております。

この他、外務省では『海外安全ホームページ』を通じて医療情報の提供を行っています。同ページの情報も常にご確認の上、海外では『自分の身は自分で守る』との心構えをもって、渡航・滞在の目的に合わせた情報収集や安全対策に努めて下さい。

また、皆様方からの医療情報の提供もお待ちしております。事件の情報を入手された場合は、速やかに当大使館領事班までご一報いただきますよう、皆様のご協力をお願い致します。

注意事項

本情報は、海外に滞在・渡航される方が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報です。本情報が発出されていないからといって、安全が保証されるというものではありません。本情報は、法令上の強制力をもって、個人の渡航や旅行会社による主催会社を禁止するなど、退避を命令するものでもありません。

- ・日中、夜間を問わず、徒歩及び単独での外出は極力控えるよう注意して下さい。
- ・ホテルや共同住宅、独立住宅でのセキュリティーの有無を確認して下さい。警備体制、システムが整っていない場合は直ちに導入するようにして下さい。
- ・車での移動の際には、窓を閉め、必ず施錠して下さい。

外務省海外安全ホームページを見る

<http://www.anzen.mofa.go.jp>

【 広域情報 】

感染症広域情報の発出

以下のとおり広域情報が出ています。アンゴラでは感染の情報はありませんが、特に周辺諸国に行かれる方はご注意下さい。

～鳥インフルエンザの流行状況について～

(以下広域情報)

～感染地域に渡航・滞在を予定されている方は、
家禽類や野鳥類への接触は避けてください。～



1. 最近の流行状況

2003 年 11 月以来、東南アジア、中央アジア、欧州などの広い地域において高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 型) が発生しています。現在も引き続き、世界各地でトリからトリへの感染やトリからヒトへの感染が確認されていますので、御注意ください。最近の感染状況は以下のとおりです。

(1) ヒトへの H5N1 型鳥インフルエンザ感染状況

2008 年 9 月 10 日、世界保健機関(WHO)は、同年 7 月にインドネシア(バンテン州)において 38 才及び 20 才の男性 2 人が感染(2 人とも死亡)したことが確認された旨発表しました。

2003 年以降でヒトへの感染が確認されている国は、以下のとおりです。

(2008 年 9 月 10 日現在: 出典 WHO)

インドネシア	感染者数	137 人(うち、112 人死亡)
ベトナム	感染者数	106 人(うち、52 人死亡)
エジプト	感染者数	50 人(うち、22 人死亡)
中国	感染者数	30 人(うち、20 人死亡)
タイ	感染者数	25 人(うち、17 人死亡)
トルコ	感染者数	12 人(うち、4 人死亡)
アゼルバイジャン	感染者数	8 人(うち、5 人死亡)
カンボジア	感染者数	7 人(うち、7 人死亡)
イラク	感染者数	3 人(うち、2 人死亡)
パキスタン	感染者数	3 人(うち、1 人死亡)
ラオス	感染者数	2 人(うち、2 人死亡)
ナイジェリア	感染者数	1 人(うち、1 人死亡)
バングラデシュ	感染者数	1 人(うち、0 人死亡)
ミャンマー	感染者数	1 人(うち、0 人死亡)
ジブチ	感染者数	1 人(うち、0 人死亡)
計15か国	感染者数	387 人(うち、245 人死亡)

(2)トリへの H5N1 型鳥インフルエンザ感染状況

国際獣疫事務局(OIE)によると、2008年9月5日以降、ラオス(ルアンパバーン県及びウドムサイ県)、トーゴ(マリティーム州)及びベトナム(ベンチエ省及びカマウ省)において、トリへの H5N1 型鳥インフルエンザの感染が確認されています。

現在までに、H5N1 型鳥インフルエンザの発生が確認されている国・地域(61 か国・地域)は以下のとおりです。

- アジア(15): インド、インドネシア、カンボジア、タイ、韓国、中国、香港、日本、パキスタン、
バングラデシュ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス
- 欧州(26): アゼルバイジャン、アルバニア、イタリア、ウクライナ、英国、オーストリア、カザフスタン、
ギリシャ、ゲルジア、クロアチア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、スロバキア、
セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フランス、ブルガリア、ポーランド、
ボスニア・ヘルツェゴビナ、ルーマニア、ロシア
- 中東(9): アフガニスタン、イスラエル、パレスチナ、イラク、イラン、クウェート、サウジアラビア、トルコ、ヨルダン
- アフリカ(11): エジプト、ガーナ、カメルーン、コートジボワール、ジブチ、スーダン、トーゴ、
ナイジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン

2. 感染地域でトリに接触した日本人が、発熱や咳症状を発症して帰国した事例(結果的には H5N1 型ウイルスに感染していなかった。)も確認されていますので、鳥インフルエンザの発生国・地域では不用意にトリに近寄ったり触れたりせず、衛生管理にも十分注意してください。また、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には、検疫所の健康相談室にお申し出ください。帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。

その他、感染地域滞在の注意事項については、「海外渡航者のための鳥及び新型インフルエンザに関するQ&A」を御参照ください。

(http://www.anzen.mofa.go.jp/kaian_search/sars_qa.html)

3. 各国・地域におけるヒトへの感染状況等の詳細については、以下を始めとする各在外公館のホームページを御参照ください。

在インドネシア日本国大使館: http://www.id.emb-japan.go.jp/osh_bflu_idjky.html

在ベトナム日本国大使館:

http://www.vn.emb-japan.go.jp/html/jmedical_tori_influ.html

在エジプト日本国大使館:

<http://www.eg.emb-japan.go.jp/j/consulate/birdflu/index.htm>

在中国日本国大使館: http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/birdflu_top_j.htm

(問い合わせ先)

○外務省領事局政策課(海外医療情報)

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2850

○外務省海外安全相談センター

電話: (代表) 03-3580-3311 (内線) 2902

○外務省海外安全ホームページ: <http://www.anzen.mofa.go.jp>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/> (携帯版)

○鳥インフルエンザに関する情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

○新型インフルエンザ対策関連情報(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○海外渡航者のための感染症情報(厚生労働省検疫所)<http://www.forth.go.jp>

○高病原性鳥インフルエンザ(国立感染症研究所感染症情報センター)

http://idsc.nih.gov/disease/avian_influenza/index.html

○鳥インフルエンザに関する情報(農林水産省)

<http://www.maff.go.jp/tori/index.html>

○Avian influenza(世界保健機関(WHO))

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

○国際獣疫事務局(OIE)

http://www.oie.int/eng/en_index.html